

平成 23 年 5 月 18 日

内閣総理大臣 菅 直人 殿

全国青年税理士連盟

会長 片山 泰宏

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビン 401 号

電話 03-3354-4162



東日本大震災被災者救済のための税制に関する要望書

私たち全国青年税理士連盟は、青年税理士約 3,000 名により組織されている団体であり、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行うなど日々活動しております。

本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では地震と津波により多くの人命と財産が失われました。復興に向けた着実な歩みが期待される中、被災者への配慮や復興支援のため、政府は諸種の施策を実施あるいは計画するとともに、復興財源に関する議論を進めていますが、その議論にあたっては、震災以前から低迷している日本の経済状況をふまえ、消費税率のアップなど応能負担原則を無視した安易な増税に走ることなく、国有財産の処分や特別会計の見直しなど、経済状況を悪化させないよう最大限の配慮を行った上で、総合的に捻出することをまずは確認すべきであると考えます。

また、被災者救済のための税制上の措置として 4 月 27 日に成立した「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という）」について検討した結果、必ずしも配慮が十分であるとは言えない部分があるという結論に達しましたので、次の通り更なる対応の追加を要望するものであります。

1. 所得控除における雑損控除の控除順位を最後にすべきである

所得控除の順序は、所得税法第 87 条第 1 項において「まず雑損控除を行うものとする」と規定されている。しかし、繰越控除等が認められる雑損控除を最初に控除する方法では、基礎控除をはじめとした本来誰しもが認められるべき諸控除が切り捨てられる結果となってしまう。

よって、所得控除の順序は、まず雑損控除以外の諸控除から行い、雑損控除は最後に行うべきである。

2. 雑損失の繰戻還付制度を創設すること

災害により生じた雑損失については繰越控除の制度が認められているが、収入の道が断たれている被災者については、繰越控除制度のみでは十分な支援策とはいえない。

よって、被災した納税者が今後の生活の立て直しを図るよう支援するためにも雑損失の繰戻還付制度を創設し、過去に支払った所得税を還付できるようにすべきである。なお、繰戻還付期間については前年以前 5 年とすべきである。

3. 雜損失の繰越し可能期間を無期限とすべきである

災害等の臨時突発的かつ不可抗力による担税力の喪失については、本来は期限を区切ることなく救済すべきであり、震災特例法に示された 5 年では被災者救済のために十分な期間とはいえない。

よって、繰越し期間は無期限とし長期に渡り被災者を救済すべきである。

4. 純損失の繰戻還付制度を拡充すること

現在の制度では、純損失の繰戻還付制度は青色申告者に限り認められているが、震災により事業基盤が崩壊した多くの事業者は、早期に事業を再開することが出来ない状況に置かれており特に配慮が必要である。

よって、白色申告者についても、震災により生じた純損失のうち、少なくとも現行制度において繰越控除が認められている被災事業用資産の損失の金額等については、繰戻還付制度の適用を認めるべきである。

また、繰戻還付の期間については震災特例法に示された 21 年分所得のみではなく、17 年分所得までの 5 年分繰戻還付を認めるべきである。

5. 相続税に関する小規模宅地等の特例の居住要件および事業継続要件を緩和すること

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受ける場合、相続税の申告期限まで取得した住宅に継続して居住することが要件とされているものがあるが、震災により被災した納税者の多くはこの居住要件を満たすことができない場合が多い。

また、相続開始時において居住若しくは事業を営んでいることが特例適用の要件となっている場合があるが、震災により建物が倒壊している場合もあり本規定をそのまま適用すると要件に合致しない場合も見受けられる。

よって、震災により被災した納税者については、震災があった平成 23 年 3 月 11 日現在の状況で要件を満たしていれば小規模宅地の特例が受けられるなど、居住要件、事業継続要件などを大幅に緩和し、柔軟に対応するべきである。

以上